

## 広報ながくて印刷業務 仕様書

### 1 件名

広報ながくて印刷業務

### 2 業務期間

令和4年9月から概ね5年

毎月1回発行（令和5年1月号から令和5年4月号まで 計4回）

※ 契約締結後、1月号からの作成に向けて12月号をプレ作成していただくが、この12月号は契約には含まないものとする。

### 3 業務内容

(1) 広報紙の内容に応じた構成の企画

(2) 広報紙のデザイン、レイアウトの作成及び校正

原稿に応じた図表、写真やイラストレーション等の作成を含む。

(3) 広報紙の印刷、製本及び納品

再利用可能な形での電子データ（PDFデータ及びAdobe Illustrator CS6で編集可能なデータ）での納品を含む。

(4) その他、上記を遂行するために必要な打合せ等への出席、資料作成等

### 4 広報紙の規格

(1) 製作部数

28,500部から29,900部までの間で毎月変動

※29,000部を想定

※製作部数は100部単位

(2) 仕上げ

A4判（左閉じ、綴じ穴なし、スクラム製本）

16ページ～24ページ程度

その他の加工は企画提案の内容により決定

(3) 印刷方法

オフセット印刷

(4) 印刷用紙

マットコート紙（81.5米坪）又はそれに準ずる用紙

詳細は企画提案の内容により決定

(5) 刷色

全ページ4色刷り

(6) その他

広報紙への折り込みについて、A4又はA3の2つ折りのものを複数折り込むことが可能であること。また、梱包区分ごとに異なる種類の折り込みも可能であること。

## 5 業務内容に係る留意事項

### (1) 業務全般

ア 総括責任者及び業務担当者を配置し、発注者との連絡調整等を適切に行いつつ、責任を持って業務を遂行することができる体制を整えること。

イ 業務の遂行（特にデザイン、レイアウトの作成及び校正）は、発注者と十分協議の上で行うこと。そのため、責任者及び担当者は、常に長久手市役所に来庁することができる体制を整えること。デザイン、レイアウトの作成や校正を担当する者は、市の意向に基づき、土日や平日夜間でも対応することができるようにすること。

### (2) 広報紙の内容に応じた構成の企画

ア 発注者と十分相談協議の上、広報紙の全ページの構成を企画すること。

イ 全体的な構成計画を作成すること。

ウ 各号は上記の構成計画に沿って作成するが、部分的な修正等は、各号作成のつど行うこと。

エ 掲載する原稿を作成するための取材・執筆等は、本業務には含まない。

オ 掲載内容や構成は別添広報ながくて記事掲載基準に則って作成すること。

### (3) デザイン、レイアウト

ア 各号の全ページについて、デザイン、レイアウトの作成及び校正をすること。

イ デザインの作成はAdobe Illustrator及びAdobe Indesignにて行うこと。

ウ 基本フォーマットを定め、それによりデザイン、レイアウトを行うこと。

エ 特集などの単独記事は、毎号新しくデザインを行うこと。

オ 基本フォーマット等の変更については、発注者の指示に従うこと。

カ 使用する字体は、25種類以上を用意すること。

キ 校正は3回を基本とし、それ以降の校正であっても応じる。ただし、広報ながくて記事掲載基準に定める施策特集記事については、通常の記事より先行して作成するため校正回数はこれに限らない。

ク 校正出は、カラー印刷及びPDFデータにて提出すること。また、要求に応じてIllustrator形式でも提出すること。

ケ 校正入、校正出のやり取りは、発注者の求めに応じて、デザイン、レイアウトの作成や校正を担当する者同席の上、長久手市役所窓口にて行うこと。

### (4) 原稿の入稿

ア 原稿は、テキストデータでの入稿を原則とし、紙面に出力した原稿又はスキャンデータを添付する。

イ 図表、写真やイラストレーション等については、手書きや原図等にて入稿し、受注者において作成、加工することがある。

### (5) 納期

原則として、毎月末の6日前の午後1時とする。休日等の影響により変更する場合には、発注者と協議して定める。

(6) 納品方法

各月の納品にあたっては、発注者が指定する部数ごとに分け、梱包し、発注者が指定する区分番号とその部数を表書きして、指定期日に指定場所へ納品する。同時に、グラフィックソフト（AdobeIllustratorCS6以下のバージョン）で読み込み、自由に編集することが可能な形式及び発注者が指定するタグを付記したテキスト形式及びPDF形式でも納品すること。

(7) その他

広報紙に使用したデータ等については、全て長久手市の著作物とする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様の変更については、受注者と協議の上、発注者が定める。

以上